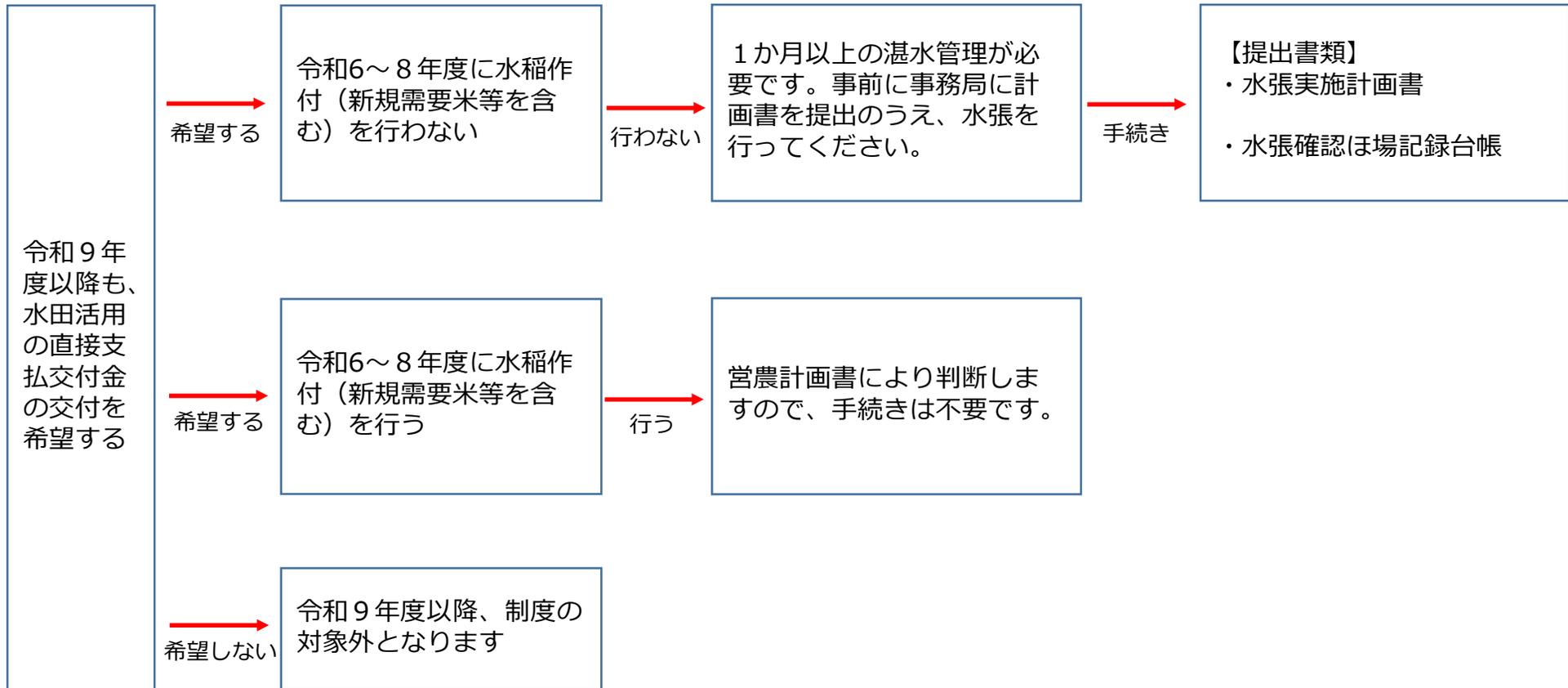


水田活用の直接支払交付金に係る水張り確認について

水田活用の直接支払交付金につきまして、農林水産省より指針が示され、水稲作付と同等の湛水管理が可能なほ場のみを、交付対象水田とすることとなりました。つきましては、以下をご確認いただき、書類の作成、提出をお願いいたします。

【水張り確認の流れ】



水田活用の直接支払交付金に係る水張り確認について

(水張り確認について)

- ①水張り実施計画書（以下「計画書」という。）を津山市農業再生協議会事務局（以下「事務局」という。）に提出する。（水張り予定の前月10日までにメール、FAX又は紙面で提出）
- ②計画書のとおり、対象ほ場にて「1か月以上の湛水管理（水張り）」を行ってください。実施したことを証明できるように、水張り開始初日（水が溜まりきった状態）の写真と、水張り開始から1か月後以降（水を抜く前）の写真をほ場ごとに各1枚撮影し、水張り確認ほ場記録台帳（別紙様式）（以下「台帳」という。）に記録してください。
- ③対象期間中に、事務局が現地確認を行います。
- ④事務局に台帳のコピーを提出してください。（データ提出可）

※連作障害が発生していないことを確認するため、湛水管理を行ったほ場は、別途様式により管理を行っていただきます。

(湛水管理の注意点)

- ①水深等の基準
 - ・水稲作付の場合と同等の湛水管理を実施してください。天水による一時的なものは認められません。
- ②水張りの期間
 - ・1か月以上、用水による湛水を行ってください。水張り開始初日として撮った写真と、水を抜く前の写真が1か月以上となるようにしてください。
 - ・水張りの実施時期に具体的な時期の指定はありません。
- ③部分的な水張りについて
 - ・交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認します。ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は、水張りとは認められません。

(その他)

- 農林水産省等の指針により、以後の確認・運用方法が変更される場合があります。最新の確認方法、提出書類を市ホームページなどで確認いただいたうえで実施してください。
- 提出書類の根拠となる関係帳簿・書類につきましては、ご自身で5年間保管してください。また、当協議会が書類の提出を求めた場合には、速やかにご提出ください。
- 上記様式のデータ提出を希望される方は、津山市ホームページから様式をダウンロードいただきご利用ください。